

第24回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年6月29日（月）午後2時30分～午後3時06分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三
6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎	9 番 石橋浩昭
10 番 山崎伸吾	11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也	13 番 濱本康弘
14 番 浅田修弘	15 番 内田一郎	17 番 水田 勇	18 番 金子初夫

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	20 番 入江泰子	23 番 松尾和昭	25 番 田中芳邦
26 番 吉岡長久	27 番 林田浩也	31 番 本多晋介	33 番 飛永敏博
36 番 田中八郎	37 番 田中昭博	39 番 山本敏晴	40 番 宮崎 努
41 番 本田勝彦	42 番 柴内成世	43 番 金井圭司	44 番 本多利任
46 番 本多信之介	47 番 木下勝徳	48 番 太田保則	

4 欠席委員
(農業委員)

5 番 寺田俊秀 16 番 伊崎美代子

(農地利用最適化推進委員)

21 番 中野裕二	22 番 田中智也	24 番 山口俊一	28 番 本多正敬
29 番 岡田裕弥	30 番 原田久也	32 番 三宅東英	34 番 本多 力
35 番 中山秀樹	38 番 荒木健一	45 番 兼俣朝樹	

5 議事録署名委員 10 番 山崎伸吾 12 番 山下勝也

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 田中隆之 太田幸司 菅 三郎

[日 程]

議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第103号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第104号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第105号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） 定刻になりましたので、ただいまから第24回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、5番寺田委員、16番伊崎委員、22番田中委員、24番山口委員、29番岡田委員、30番原田委員、34番本多委員、38番荒木委員、農業委員2名、推進委員6名の方から欠席の届出がっております。

まだ出席されていない委員さんもおられるようですが、出席農業委員数は17名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、第24回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変天気のいいお忙しい中、出席していただき、誠にありがとうございます。

さて、先週25日に長崎県農業会議第116回通常総会と長崎県農業会議会員等研修会に出席してまいりました。総会に先立ち、表彰状授与式が執り行われ、本農業委員会から宮崎陽一委員、神崎好史委員並びに松尾和昭推進委員の3名が農業会議会長特別表彰を受けられました。また、独立行政法人農業者年金基金理事長表彰を南島原市農業委員会として受けてまいりました。これらは、農業委員皆様方の日頃の取組の成果でございます。本年度の活動も引き続きよろしくお願いいたします。なお、7月の総会后、受賞祝賀会を予定しております。皆様の出席よろしくお願いいたします。

研修では、全国農業会議事務局長を講師として、「農業委員会を巡る情勢と農業委員会へ期待される役割」を拝聴してまいりました。地域計画における農業委員会の役割や委員会活動そのものが置かれている状況など、今後の農業委員会が取り組むべき目標等について研修してまいりました。これらを基に、今後も取組の強化を図っていきたいと考えておりますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。

ただいま事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に10番山崎委員、12番山下委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

今月の案件ですけれども、売買のみで2件、2,431平米です。

（議案第102号 番号1～2を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域

における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですけれども、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法３条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

１番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

（「問題ありません」との声）

議長 次に、２番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

（「問題ありません」との声）

議長 ご意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、次に**議案第１０３号 農地法第４条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号１について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） **議案第１０３号 農地法第４条の規定による許可について**、３ページをお願いいたします。

申請者、北有馬町〇〇番地〇〇、〇〇、所在、北有馬町〇〇番〇〇の一部、畑、宅地、進入路、地積、１万３６２平米のうち８２７平米、転用の目的、農舎及び進入路用地。農舎・農機具格納用ビニールハウス・進入路として利用している。農振内農用地、令和８年２月１３日付で用途変更手続完了、令和８年６月５日付で簡易手続相当です。

こちらの案件ですが、本件は、転用者が農地を取得しようとしたところ、当該農地の農業用施設が農地法の許可を得ないまま建設されていたことが判明しました。

まず、申請者の父が平成８年頃に農業用倉庫を建築、その後、申請者が平成３０年に乾燥機を設置、平成３１年頃、ビニールハウスを建築、令和３年に当該農地の一部をコンクリート舗装した農業用通路を設置しました。このとき、農地法の転用許可を得ないまま設置された違反転用案件になります。よって、違反転用案件として、去る令和８年６月４日付で県へ違反転用連絡票を提出し、６月５日付で追認許可相当の判断の旨の通知がございました。

本案件の農地区分は、農業振興地域内の農用地に該当します。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、もう既に完了しております。

農業用施設用地は８２７平米です。敷地及び進入路は、コンクリートで敷設しており、土砂の流出はありません。雨水は自然流下ですが、施設内に設置されているＵ字側溝に集水し、隣接する市道側溝及び圃場整備後の水路へ放流されます。汚水、雑排水は発生いたしません。資金については、追認許可申請であり、追加工事もないので、資金の必要はございません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

２５日午後２時ぐらいより、〇〇委員、〇〇推進委員、また事務局３名と現地を確認してまいりました。場所が県道３０号線を上っていきまると、諏訪の池の手前、〇〇があるんですけれども、そこから市道を右折しましてすぐ、市道のほうへちょっとぐらいいですかね、行って、さらに

それを左に折れますと現地に着きます。現地の、全部周りは自分の宅地ということで、日照権とか水はけの問題とかも、何も問題ないかと思って見てきました。皆さんの審議よろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員が言われたとおり、特に問題はなかったと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第104号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

譲渡人、布津町〇〇、〇〇、譲受人、布津町〇〇、医療法人〇〇理事長、〇〇、土地の表示ですが、布津町〇〇ー〇、畑、畑、地積が334平米、転用の目的、駐車場用地。施設近くの土地を借りて職員駐車場を確保したい。権利の内容、賃貸借、時期、許可あり次第、期間は10年、農振内の農用地外です。

こちらの案件ですけれども、本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接して設置されるものに該当すると思われます。

転用面積である駐車場の面積は334平米です。職員用車両7台分の駐車スペースを確保します。現状のまま整地し、擁壁、L型擁壁、コンクリートブロックで囲み、敷地内はアスファルト舗装し、土砂の流出を防ぎます。雨水は、施設を西側へ傾斜させ、新設したU字側溝を経由して道路側溝へ放流します。市建設部管理課とは協議済みです。汚水・雑排水は発生いたしません。資金については、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

6月25日午前9時30分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、それと事務局3名の計6名で見てまいりました。場所は、国道251号沿いの〇〇医院というのがありますけれども、そのすぐ裏の山手になります。ここはというか、隣なんですけれども、正面の宅地、家が建っていますけれども、昨年1月の総会において審議されました議案第25号の宅地にすぐ隣接する場所でございます。ただいま事務局から説明があったとおり、雨水については、これ山側を見た面ですかね。ちょうど上のほう、電柱が立っていますけれども、山側のほうに、そこが進入口ですけれども、U字溝とグレーチングという設定で、すぐ手前が排水、市道の側溝、すぐ近くにありますが、そこに排水となっておりまして問題ないと思います。

以上のようなことでありまして、本申請について許可相当というふうに見てまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員さんが見解されましたとおり、何ら問題なかったかと思います。ご審議のほど
よろしくをお願いします。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県に進達いたします。

**議案第 1 0 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請
についてを議題といたします。**

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第 1 0 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項
の規定による要請について、説明をさせていただきます。

5 ページと 6 ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規のみで、賃貸借権 9 件、2 万 4, 1 7 5 平米、使用貸借権 3 件、3,
7 4 7 平米、合計 1 2 件、2 万 7, 9 2 2 平米です。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づ
けられた農業を担う者に貸し付けること、また、農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含ま
れている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること、及び地域計画の区
域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請し
ていることの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることと思われます。

以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この 6 番から 7、8、9 か、この住所が〇〇市で、この〇〇というのをもう少し詳し
く説明していただければ、よろしくお願いします。

議 長 事務局。

事務局(〇〇) この農業法人さんは、〇〇市のほうで、この前、3 月 1 9 日付の〇〇新聞にもちょっ
と出とったんですけれども、まずは、イノシシのジビエ肉の生産加工をされて農林水産表彰を受
けられたり、あと、有機農業と低農薬農業をするということとされております。会社の規模的に
は、会社の設立が令和元年 1 1 月 1 1 日、本店所在地が〇〇市〇〇町の〇〇ということで、資本
金が 9 0 0 万円、従業員数が 1 1 名ということで、主な事業としては、農作物の生産販売、畜産
物の生産加工及び販売、ジビエ食肉加工販売、E C ショップ、インターネットでの販売もされて
いると。

今回、本市においては、この会社さんから、〇〇市と共に農業に、特にお米とか野菜の生産を、
今、〇〇市のほうで野菜をされているそうなんです、本市のほうでは、ここの〇〇の〇〇〇〇
の近くの水田を借りられて稲作に取り組みたいというようなことで、今回貸し借りの申請をされ
たということでございます。

以上でございます。

議 長 ○○番○○委員。

○○番○○委員 分かりました。

議 長 ほかがございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

7 ページは、**農地法第 18 条第 6 項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

8 ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

9 ページ、**非農地証明書交付願**が出ております。

1 番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局(○○) 非農地証明書交付について、9 ページをお願いいたします。

申請人が○○市の○○さん、土地の表示ですが、西有家町○○、畑、山林、1 3 2。○○、畑、山林、5 5 2。○○、畑、山林、3 9 6。字○○、畑、山林、3 6 6。○○、畑、山林、3 9 3。○○、畑、山林、4 7 6。○○、畑、山林、7 6 0。○○、畑、山林、5 2 8、合計 3, 6 0 3 平米。転用の目的、山林。平成 2 3 年 1 0 月頃から作付をしなくなり、現在山林化している。農振内農用地外になります。

周辺農地も山林化している状況でございます。なお、非農地になることについて、近接している農地の所有者からは了承を得ていることを申し添えいたします。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員 ○○番○○です。

6 月 2 0 日午前 1 0 時 2 0 分頃より、現地調査をしてまいりました。場所は、国道にあります、消防分署がありますけれども、そのちょうど真北ぐらいの位置にあります。約 1 k m かと思いますが、上の集落の○○保育園の近くから上ったところの集落の一番端にあるところですが、現地は車が通れないということで、耕作道路はあったかもしれませんが、見渡す限りもう山だけ、右も左も山だけというふうな状況でありまして、雨も降りまして、なかなか現地まで行けるところでもありませんが、一番見晴らしのいいところから見てご覧のとおり状況ですので、それで、平成 2 3 年から耕作していないということでもありますので、現地調査をいたしました、○○の委員さん方は農地パトロールでここを調査されたかと思しますので、詳しいことを○○の委員さんのほうで説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。

ただいま○○委員さんから説明がありましたとおり、何ら問題はないと見てまいりました。先ほど○○委員さんから持ち場等でお話がありましたが、私は○○でも担当地区外でありまして、私の担当は○○の○○地区というところで、この場所には今回初めて行きましたので、ちょっと詳しい説明はできません。何ら問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いし

ます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、点々として申請をされているわけですが、どういう経緯で申請されたのでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 〇〇さんより申請の経緯は、詳しくは把握しておりません。

以上です。

議長 よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 いや、経緯、何でもこういう申請をされたかというのは聞かれないのでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 転用の目的が山林と表示してあるんですけれども、現在のお持ちの畑で、本当は自分の持っている畑を全部山林に申請したいんだけどという相談だったんですけれども、非農地証明が申請できるのが農振内の農用地外、内に入っている分については除外の手続をしていただかないと申請ができない状況になっておりますので、お持ちのこういう荒れた分から農振内の農用地外になったものを今回、申請の受付をいたしております。内容については、実際もう耕作もしていないから、もう見た目どおり山林にしたいというお話はございました。

〇〇番〇〇委員 相続とか、いろいろ今までの非農地申請があったときの会議では、やはり土地を買い取りたいとか、非農地にしないと土地が買えないとか、相続とか、いろいろな理由があったわけですが、今回はそういう理由とか、それはないのでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 今回につきましては、特にこの後、売買をしたりとか、そういう事情はないみたいです。

以上です。

議長 よろしいのでしょうか。耕作できなくなったというのが理由だと私は感じているんですが。

〇〇番〇〇委員 じゃ、そのままにしておけばよかったとですね。

事務局（〇〇） そのままにしておけばよかったのではないかとというご質問ですが、うちのほうも、この後何かされるんですかとお尋ねしたんですけれども、特にしないということで、申請は、でもしたいということですので、今回このような案件を受付いたしております。

〇〇番〇〇委員 じゃ、今から何年後かには、そちらで全部非農地に、非農地は非農地申請をされるわけですね、今後。そういう状況なところは、山林化しているところはずっと非農地にされる、非農地を法務局と一緒にされるんでしょう。そしたら、そういう受付があった場合は、何も理由がなかったら、そういうふうになりますのでということで、農業委員会のほうから、後で、何年後かにはそういうふうになりますよということで話をされて、無駄な時間、無駄と言えちゃちょっと語弊がありますが、非農地の申請を見に行く職員、農業委員の方がいらっしゃるわけですね。そしたら、そういう訳もなく、そういうふうにしたいからということであれば、何年後かにはそういう状況にされるわけでしょう、今後。

事務局（〇〇） そうですね、今お話ししていた分は、年間〇〇筆ぐらいの予定で非農地をしていこうというお話かと思うんですが、それについてはこの後、ちょっとうちの〇〇のほうから説明をさせていただく準備をしております。今回は、〇〇さん自体が非農地をしたいと、もちろんお金もかかりますし、時間もかかりますので、あったんですけれども、本人様の申請をしたいと

いう思いでもう今回受付をしている状態でございます。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。今後はそういうことがあれば、できればですよ。私たちも行くわけですね。そしたら、もうそういうふうになりますのでということを一言、申請者の方にお伝え願えればこちらも助かりますけれどもね。

事務局（〇〇） そのように説明をしたいと思います。

議 長 ほかが意見ございませんか。

〇〇番〇〇委員 一ついいですか。

議 長 はい、〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 今の件というか、これ今、非農地で来ていると思いますけれども、その周りにも畑があるわけじゃないですか。そやけん前、確認しに行ったときも、こういったところには名前がついとるから、もう見ても山じゃなかかと。どうせこの西有家の方も、赤にしているのかなと思っておりますけれども、畑になるということは絶対あり得ないというような状況になっとるみたいな、その写真を見たときから。そういったときにはこの周りも、お宅は赤ですよと、耕作地にされますかというか、農地から変えたほうがよかとやなかですかというようなやり方をしても、さっき〇〇委員が言ったように、もう何遍でも行かんでよかとやけん、そこはもう荒れ地だけん、うちは農業委員会から外れてしまえばいいかとなっているわけですよ。そういったこともちょっと考えてみたらどうなんでしょうかね。今、荒れている土地が多くなっているのは、ただ虫食いの状態で、させた人だけ終わりで、周りにやっぱりほっとしてしまうのがちょっといかんのじゃないかなと思っておりますので、そういったこともさせたほうがよかじゃないかなと思っているんですけれども。

議 長 事務局。

事務局（〇〇） ありがとうございます。

事務局（〇〇） その話は前回からもずっと出ていますけれども、ここは地籍調査未実施地区、これから地籍調査を行うという地区でございますので、地籍調査のときは現地を見て地目の変更をするという流れになりますので、そういったところで、今お話はしていますけれども、地籍調査のほうをご利用くださいということです。

議 長 〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 現地調査のとき、〇〇さんに周辺で全部で申請したらどうかという話をしたんですけれども、〇〇がかかるもんですから、今はし切らんということで、〇〇さんだけが申請されて、今局長が言われたように、来年、地籍調査が入る予定でありますので、その後に続けて全体的な非農地をしたいということでありますので、来年までちょっとほかの人は待ってくれということでしたので、その点お伝えいたします。

議 長 ほかが意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見ございませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。